

改正

平成24年7月5日告示第92号

平成29年3月1日告示第13号

平成30年2月9日告示第12号

山武市木造住宅耐震改修工事費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震時における木造住宅の安全性を確保し、震災に強いまちづくりを推進するため、木造住宅の耐震改修工事を行う者に対し工事に要する費用の一部を予算の範囲内で補助することに関し、山武市補助金等交付規則（平成18年山武市規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 「木造住宅の耐震診断と補強方法（改訂版）」（国土交通省住宅局建築指導課監修、財団法人日本建築防災協会発行）に基づき、耐震診断士が行う一般診断法による一般診断又は精密診断法による精密診断及び新耐震基準の木造住宅の耐震性能検証法によって行う新耐震基準の木造住宅の耐震性の確認（以下「新耐震木造住宅検証法」という。）をいう。
- (2) 耐震改修工事 「倒壊する可能性がある」又は「倒壊する可能性が高い」と耐震診断された木造住宅を「倒壊しない」又は「一応倒壊しない」に耐震性能を向上させる耐震改修を行う設計、施工工事及び監理をいう。
- (3) 設計・監理者 耐震改修の設計及び監理を行う建築士で、建築士法（昭和25年法律第202号）第22条第2項の規定により都道府県知事が行う木造住宅耐震診断講習会の課程を修了した者及びこれに相当する者として市長が認める者をいう。

(補助の対象となる木造住宅)

第3条 補助の対象となる木造住宅は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に現に存する一戸建て専用住宅及び併用住宅（居住の用に供する部分の床面積が当該併用住宅の延べ床面積の2分の1以上のもの）であること。
- (2) 柱、はりその他の主要構造部が木造で在来の軸組工法によって建築されたものであること。

- (3) 平成12年5月31日以前に着工されたもの又は同日以前であると市長が認めたものであること。ただし、昭和56年6月1日から平成12年5月31日以前に着工されたものについては、新耐震基準の木造住宅の耐震性能検証法により耐震性を確認をするものとする。
- (4) 地上階数が2以下であること。
- (5) 建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定（集団規定であるものに限る。）に違反していないこと。
- (6) 耐震診断において「倒壊する可能性がある」又は「倒壊する可能性が高い」と診断され、かつ、耐震改修工事後の耐震診断で「倒壊しない」又は「一応倒壊しない」となることが期待できるものであること。
- (7) 補助金を受けた年度の2月末日までに補助対象事業を完了できるものであること。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、本市の住民基本台帳に記録されている者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助金の交付対象となる木造住宅に自ら居住し、かつ、所有している者又は当該住宅を所有している者から耐震改修工事の承諾を得ている者
- (2) この要綱の規定により補助金の交付を受けていない者
- (3) 市税を滞納していない者

（補助対象経費）

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる費用の合計額とする。

- (1) 設計費 耐震改修に係る設計に要する費用
- (2) 工事費 耐震改修に係る施工工事に要する費用
- (3) 監理費 耐震改修に係る監理に要する費用

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、次に掲げる額の合計額とする。

- (1) 補助対象経費の3分の1以内の額（千円未満の端数は、これを切り捨てる。）とし、50万円を限度とする。
- (2) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額

2 補助金の交付に当たっては、あらかじめ前項第2号の額を差し引いて、同項第1号の額を交付

するものとする。

(交付申請)

第7条 規則第3条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、耐震改修工事を実施する前に、山武市木造住宅耐震改修工事費補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 住民票の写し
- (2) 木造住宅に係る登記事項証明書又は当該木造住宅の所有者が確認できる書類
- (3) 木造住宅に係る建築確認通知書の写し又は当該木造住宅の建築年月日が確認できる書類
- (4) 耐震診断の結果報告書及び耐震改修工事後の耐震診断結果（見込み）報告書の写し
- (5) 市税の納付状況を確認できる書類
- (6) 補助対象経費に係る見積書及び見積明細書の写し
- (7) 設計図書（補強内容及び補強位置が確認できるもの）
- (8) 設計・監理者の資格要件等の写し
- (9) 対象住宅の案内図
- (10) その他市長が必要と定める書類

2 前項の規定にかかわらず、申請に係る木造住宅が山武市木造住宅耐震診断補助金交付要綱（平成22年山武市告示第31号）の規定による補助金の交付を受けている場合においては、当該補助金の交付確定通知書の写しを添付することにより、前項第1号から第5号まで及び第9号の書類の添付を省略することができる。

(申請書提出期限)

第8条 申請書の提出期限は、補助金の交付の決定を受けようとする年度の11月末日とする。

(交付決定)

第9条 市長は、規則第4条の規定により、補助金の交付の可否を決定したときは、山武市木造住宅耐震改修工事費補助金交付決定・却下通知書（別記第2号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。

(地位の継承)

第10条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）が死亡した場合において、補助対象者の承継人が交付決定のあった内容で耐震改修工事を行う意志があるときは、市長に届出をして地位を承継することができる。

2 補助対象者が破産等のやむを得ない事情により第三者に地位を承継する場合において、補助対

象者の承継人が交付決定のあった内容で耐震改修工事を行う意思があるときは、市長に届出をして地位を承継することができる。

- 3 前2項の規定に基づき、地位の承継を受けようとする者は、木造住宅耐震改修工事費補助事業承継届（別記第3号様式）に地位を承継する者であることを証する書面を添付して市長に提出しなければならない。

（変更申請）

第11条 補助対象者は、耐震改修工事の内容を変更しようとするとき又は取下げようとするときは、あらかじめ、変更内容等について市長と協議を行わなければならない。

- 2 前項の規定による協議の結果、変更の申請を行う場合は、山武市木造住宅耐震改修工事費補助金変更等承認申請書（別記第4号様式）に第7条各号に掲げる書類のうち変更に係るものを添付して市長に申請しなければならない。

（変更等承認）

第12条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、山武市木造住宅耐震改修工事費補助金変更等承認・不承認決定通知書（別記第5号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。

（着手届）

第13条 補助対象者は、耐震改修工事に着手するときは、木造住宅耐震改修工事着手届（別記第6号様式）を市長に提出しなければならない。

（検査）

第14条 補助対象者は、耐震改修工事における主たる工事を実施した後で仕上げ工事を行う前に、市長と日程を調整の上で木造住宅耐震改修工事検査申請書（別記第7号様式）を提出し、検査を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により検査を実施するときは、当該耐震改修工事の設計・監理者及び施工者の立会いを求めることができる。
- 3 補助対象者、設計・監理者及び施工者は、当該検査に協力しなければならない。
- 4 市長は、当該検査の結果、施工工事の内容が設計と異なると認めるときは、補助対象者に工事の改善を木造住宅耐震改修工事検査結果指示書（別記第8号様式）により指示することができる。
- 5 市長は、前項による指示を行った場合、再度検査を行うものとする。

（実績報告）

第15条 規則第13条の規定により実績報告をしようとするときは、補助事業の完了日から起算し30

日以内又は補助金の交付の決定に係る年度の2月末日までのいずれか早い時期までに山武市木造住宅耐震改修工事費補助事業実績報告書（別記第9号様式）に次に掲げる書類を添付して市長に報告しなければならない。

- (1) 耐震改修工事を行った部位ごとに、工事着手前、工事施工中及び工事完了後の状況を撮影した写真（撮影場所を明記（明示）した図面を含む。）
 - (2) 耐震改修工事設計に係る契約書の写し及び領収書の写し
 - (3) 耐震改修施工工事に係る契約書の写し及び領収書の写し
 - (4) 耐震改修工事監理に係る契約書の写し及び領収書の写し
 - (5) 耐震改修工事の竣（しゅん）工図等
 - (6) その他市長が必要と認める書類
- （交付確定）

第16条 市長は、規則第15条の規定により交付すべき補助金の額を確定したときは、山武市木造住宅耐震改修工事費補助金確定通知書（別記第10号様式）により前条の規定による実績報告をした補助対象者に通知するものとする。

（交付請求）

第17条 規則第16条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、山武市木造住宅耐震改修工事費補助金交付請求書（別記第11号様式）により市長に請求しなければならない。

（交付決定の取消し）

第18条 市長は、規則第18条の規定により交付決定を取り消すときは、山武市木造住宅耐震改修工事費補助金交付決定取消通知書（別記第12号様式）により補助対象者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第19条 市長は、規則第19条の規定により補助金の返還命令をするときは、山武市木造住宅耐震改修工事費補助金返還命令書（別記第13号様式）により行うものとする。

（補則）

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年7月5日告示第92号）

この告示は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成29年3月1日告示第13号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年2月9日告示第12号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

別記

第 1 号様式 (第 7 条関係)

(表)

山武市木造住宅耐震改修工事費補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 山武市長

住所
申請者 氏名 ⑩
電話番号

山武市木造住宅耐震改修工事費補助金の交付を受けたいので、山武市補助金等交付規則第3条の規定により、次のとおり申請します。

1 補助対象住宅

木造住宅の所在地	
建築年月日	年 月 日
木造住宅の規模等	規模 <input type="checkbox"/> 平屋建て <input type="checkbox"/> 2階建て
	用途 <input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅 (住宅部分の面積 m ²)
	建築面積 m ²
	1階床面積 m ²
	2階床面積 m ²
延床面積 m ²	
耐震診断結果	<input type="checkbox"/> 倒壊する可能性がある <input type="checkbox"/> 倒壊する可能性が高い ・ 1階(X方向 Y方向)2階(X方向 Y方向) ・ 耐震診断の実施年月日 年 月 日 ・ 山武市木造住宅耐震診断補助制度の利用 (<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) ・ 診断者 建築士名： 資格：()建築士()登録 第 号

2 交付申請額

補助金交付申請額	円
----------	---

(裏)

3 交付申請額の算出の基礎

(1) 補助対象経費（見積額）①+②+③= _____ 円・・・A

(内訳)

①設計費 _____ 円 ②工事費 _____ 円 ③監理費 _____ 円

(2) 補助金の額の算定

ア 補助基本額 $A \times 1/3 =$ _____ 円・・・B

イ 限度額 500,000円・・・C

ウ 補助金の額（B又はCのいずれか小さい額） _____ 円・・・交付申請額

4 耐震改修工事の予定工期

(1) 着手予定 年 月 日

(2) 完了予定 年 月 日

5 添付書類

(1) 住民票の写し

(2) 木造住宅に係る登記事項証明書又は当該木造住宅の所有者が確認できる書類

(3) 木造住宅に係る建築確認通知書の写し又は当該木造住宅の建築年が確認できる書類

(4) 耐震診断の結果報告書及び耐震改修工事後の耐震診断結果（見込み）報告書の写し

(5) 市税の納付状況を確認できる書類

(6) 補助対象経費に係る見積書の写し

(7) 設計図書（補強内容及び補強位置が確認できるもの）

(8) 設計・監理者の資格要件等の写し

(9) 対象住宅の案内図

(10) 耐震改修工事承諾書（申請者以外に住宅の所有者がいる場合又は所有者以外のものが申請する場合のみ提出）（別紙）

(11) その他市長が必要と定める書類

別 紙

耐震改修工事承諾書

年 月 日

(宛先) 山武市長

住 所

建物所有者 氏 名 ⑩

電話番号

私が所有権を有する木造住宅について、下記申請者が山武市木造住宅耐震改修工事費補助金の
交付申請から受領までの一切の行為及び耐震改修工事を行うことについて承諾します。

記

1 申請者

住所

氏名

木造住宅所有者と申請者の関係

2 当該木造住宅

住所

建築年次・延べ床面積

構造・主たる用途

第 号
年 月 日

様

山武市長



山武市木造住宅耐震改修工事費補助金交付決定・却下通知書

年 月 日付けで申請のあった山武市木造住宅耐震改修工事費補助金の交付について、山武市補助金等交付規則第6条の規定により下記のとおり通知します。

記

1 交付決定

補助金交付決定額

円

2 却 下
理 由

第3号様式（第10条関係）

山武市木造住宅耐震改修工事費補助事業承継届

年 月 日

(宛先) 山武市長

住所
報告者 氏名 ⑩
電話番号

年 月 日 第 号で補助金の交付決定のあった木造住宅耐震改修工事費補助金の申請者の地位を下記のとおり承継するので、届け出ます。

記

木造住宅の所在地		
申請者	承継前	住所 氏名
	承継後	住所 氏名
承継の理由		
承継の年月日		
添付資料		

第4号様式（第11条関係）

山武市木造住宅耐震改修工事費補助金変更等承認申請書

年 月 日

(宛先) 山武市長

住所
申請者 氏名 ⑩
電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった山武市木造住宅耐震改修工事費補助金に係る耐震改修工事の内容を変更・取下げしたいので、山武市木造住宅耐震改修工事費補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり申請します。

1 変更

変更内容	変更前	
	変更後	
	理由	
経費 所要総額	変更前	円
	変更後	円
交付申請額	変更前	円
	変更後	円

2 取下げ

理由

(添付書類)

変更に係る書類

第 年 月 日
号

様

山武市長



山武市木造住宅耐震改修工事費補助金変更等承認・不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった山武市木造住宅耐震改修工事費補助金に係る耐震改修工事の変更等承認申請について、山武市補助金等交付規則第8条の規定により下記のとおり通知します。

記

1 承認

承認内容	
------	--

2 不承認

理由	
----	--

木造住宅耐震改修工事着手届

年 月 日

(宛先) 山武市長

住所
届出者 氏名 ⑩
電話番号

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定のあった木造住宅耐震改修工事
について、下記のとおり着手しますので、山武市木造住宅耐震改修工事費補助金交付要綱第13条の
規定により下記のとおり届けます。

記

- 1 着手年月日 年 月 日
- 2 交付決定日（変更等承認日） 年 月 日
(年 月 日)

木造住宅耐震改修工事検査申請書

年 月 日

(宛先) 山武市長

住所
 申請者 氏名 ㊟
 電話番号

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定のあった木造住宅耐震改修工事
 について、下記のとおり検査を受けたいので、山武市木造住宅耐震改修工事費補助金交付要綱第14
 条の規定により次のとおり申請します。

工 事 場 所	
検 査 予 定 日	年 月 日
設 計 ・ 監 理 者	氏 名： 資 格：() 建築士 () 登録 第 号 連絡先：
施 工 者	建設業許可：大臣・() 知事 特・般 第 一 号 名 称： 代 表 者 名： 所 在 地： 連 絡 先：
添 付 書 類	(1) 施工写真（検査までの工事写真） (2) その他
備 考	

※ 申請書は、検査予定日の1週間前までに提出してください。

木造住宅耐震改修工事検査結果指示書

第 号
年 月 日

様

山武市長



年 月 日実施の耐震改修工事検査の結果、下記のとおり施工工事の内容が設計と異なる事項がありましたので、山武市住宅耐震改修工事費補助金交付要綱第 14 条第 4 項の規定により改善を指示します。

なお、改善後は、速やかに報告の上、再度検査を受けるよう併せて指示します。

記

- 1 検査実施日 年 月 日
- 2 検査場所
- 3 改善指示

年 月 日

(宛先) 山武市長

住所
報告者 氏名 ⑩
電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった山武市木造住宅耐震改修工事費補助金に係る実績について、山武市補助金等交付規則第13条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付決定額 円

2 完了年月日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 耐震改修工事を行った部位ごとに、工事着手前、工事施工中及び工事完了後の状況を撮影した写真（撮影場所を明記（明示）した図面を含む。）
- (2) 耐震改修工事設計に係る契約書の写し及び領収書の写し
- (3) 耐震改修施工工事に係る契約書の写し及び領収書の写し
- (4) 耐震改修工事監理に係る契約書の写し及び領収書の写し
- (5) 耐震改修工事の竣工^{しゅん}図等
- (6) その他市長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

様

山武市長



山武市木造住宅耐震改修工事費補助金確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった山武市木造住宅耐震改修工事費補助金について、山武市補助金等交付規則第15条の規定により下記のとおり確定したので通知します。

記

- | | |
|-------------|---|
| 1 補助金の交付決定額 | 円 |
| 2 補助金の額の確定額 | 円 |

山武市木造住宅耐震改修工事費補助金交付請求書

年 月 日

(宛先) 山武市長

住所
 請求者 氏名 ④
 電話番号

年 月 日付け 第 号で額の確定があった 年度山武市
 木造住宅耐震改修工事費補助金について、山武市補助金等交付規則第16条の規定により、下記
 のとおり請求します。

記

請 求 額		円	
振込先	金融機関名	銀行・金庫・組合・（ ）	
		本店・支店・（ ）	
	口座種別	当 座 ・ 普 通	
	口座番号		
	口座名義人	フリガナ	
氏 名			

第 号
年 月 日

様

山武市長



山武市木造住宅耐震改修工事費補助金交付決定取消通知書

年 月 日付で交付決定した山武市木造住宅耐震改修工事費補助事業については、山武市補助金等交付規則第18条の規定により、下記のとおり交付決定の全部（一部）を取り消したので通知します。

記

- | | |
|-------------|---|
| 1 交付決定額 | 円 |
| 2 取消額 | 円 |
| 3 取消後の交付決定額 | 円 |
| 4 取消理由 | |

様

山武市長



山武市木造住宅耐震改修工事費補助金返還命令書

年 月 日付けで交付決定した山武市木造住宅耐震改修工事費補助金について、山武市補助金等交付規則第19条の規定により、下記のとおり返還を命じます。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 既に交付した補助金額 円
- 3 返還すべき金額 円
- 4 返還期限 年 月 日
- 5 返還を命じる理由
- 6 返還方法